

(設置)

第1条 本町の文化の発展と観光振興に寄与するため、与那原町立軽便与那原駅舎展示資料館(以下「軽便与那原駅舎」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 軽便与那原駅舎の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
与那原町立軽便与那原駅舎展示資料館	与那原町字与那原3148番地の1

(開館時間)

第3条 軽便与那原駅舎の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、町長が必要があると認める場合は、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 軽便与那原駅舎の休館日は、次のとおりとする。

(1) 定期休館日 火曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 [前項](#)の規定にかかわらず、町長が認める場合は、臨時に休館し、又は開館することができる。

(事業)

第5条 軽便与那原駅舎は、次の事業を行う。

(1) 与那原町の観光振興に関すること。

(2) 資料の収集、記録保存及び調査研究に関すること。

(3) 資料並びに情報の公開及び提供に関すること。

(4) 歴史並びに文化の継承及び創造に関すること。

(5) その他軽便与那原駅舎の目的達成に必要なこと。

(職員)

第6条 軽便与那原駅舎に必要な職員を置く。

(企画運営審議会)

第7条 軽便与那原駅舎の管理及び運営の適正かつ円滑化を図るため、与那原町立軽便与那原駅舎展示資料館企画運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、軽便与那原駅舎の管理、運営等について審議する。

3 委員の定数は10人以内とし、町長が委嘱し、又は任命する。

4 [前3項](#)に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(入場料)

第8条 軽便与那原駅舎の入場料は、[別表](#)のとおりとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、別に定めることができる。

(指定管理者による管理)

第9条 町長は、[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第244条の2第3項](#)の規定に基づき、法人その他の団体であって町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、軽便与那原駅舎の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

(1) [第5条各号](#)に掲げる業務

(2) 軽便与那原駅舎の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) [前2号](#)に掲げるもののほか、町長が必要があると認める業務

2 [前項](#)の規定により町長が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、[第3条](#)及び[第4条](#)の規定によるほか、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、[第3条](#)に規定する開館時間を変更し、又は[第4条第1項](#)に規定する休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定めることができる。

3 [第1項](#)の規定により町長が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、[前条](#)の規定にかかわらず、入場者は、指定管理者に入場料を納めなければならない。

4 [前項](#)の場合における入場料は、[前条](#)に定める額とする。ただし、指定管理者は特に必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、[同条](#)に定める額の範囲内で入場料を別に定めることができる。

5 町長は、[前項](#)の承認をしたときは、その承認に係る利用料金を公告しなければならない。

6 [前2項](#)の規定による入場料は、指定管理者の収入とする。

7 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、入場料を減免することができる。

(指定管理者の指定の手続)

第10条 指定管理者の指定の手続については、[与那原町公の施設の管理に関する基本条例\(平成18年与那原町条例第3号\)](#)の定めるところによる。

(委任)

第11条 [この条例](#)に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

[この条例](#)は、平成27年1月31日から施行する。

附 則(平成28年条例第4号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

区分	金額
町内	無料
町外(中学生以上)	100円